

## SGEC 規格のレビュー及び改正プロセスの延期について

2026.2.24

SGEC/PEFC ジャパン

SGEC 規格につきましては、5年ごとのレビュー・改正プロセスを先般の規格管理委員会での議論をもって開始したところではありますが、今般 PEFC より、PEFC の持続可能な森林管理 (SFM) ベンチマーク規格 (ST 1003) の改正に着手したことから、以下の条件を満たす場合、各国の認証システムにおける改正プロセスの実施をこの PEFC の規格改正が完了するまでの延期を認めるとの通知がありました。なお、PEFC に確認したところ、本延期の対象は、森林管理規格だけではなく、各国システムの下にあるすべての規格 (SGEC では、規準文書 1~6-2) とのことです。

### 延期申請の主な受理条件

- ST 1003:2024 との整合性  
SFM 規格について、ST 1003:2024 への更新が、
  - ・延期申請の提出時点で既に完了している、または
  - ・延期申請から 12 ヶ月以内に (評価を含む) 完了すること
- 改正プロセスのタイムリーな開始  
改正された SFM 規格 (ST 1003) の最終決定後 3 ヶ月以内に開始すること。

SGEC/PEFC ジャパンとしては、

- SGEC の森林管理規格である SGEC 規準文書 3 は、すでに PEFC ST 1003 : 2024 を踏まえ、改正されていること、
- PEFC 規格が改正された場合、その時点で、SGEC 規格についても、その内容を踏まえ、いずれにしても改正を行う必要があること
- レビュー及び必要な改正は規格ごとに行うのではなく、同時期に規格全般を対象として一斉に行うのが、事務的にも、経費の面からも効率的であること

から、3月30日に予定している理事会の了解を得た上で PEFC に対し改正プロセスの延期の申請を行うこととします。

したがって、現在行われているレビューを本対応の決定をもって停止するとともに当初予定していたレビュー方針に対する意見募集及び SGEC 規準文書 5-1 「SGEC 森林管理規格認証を実行する認証機関に関する要求事項」の改正案に対する意見募集は行わないこととし、PEFC ST 1003 の改正が完了した段階で改めて SGEC 規格全般のレビュー及び必要な規格の改正を実施することとします。